

令和3年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和3年6月15日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- | | | |
|---------|---|---|
| 日程第 1 | 議案第 56号 | 令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）＜P3～P17＞ |
| 日程第 2 | 議案第 57号 | 令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）＜P3～P17＞ |
| 日程第 3 | 議案第 58号 | 令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）＜P3～P17＞ |
| 日程第 4 | 議案第 59号 | 令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）＜P3～P17＞ |
| 追加日程第 1 | 議案第 60号 | 財産の取得について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 2 | 意見書案第1号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書＜P18＞ |
| 追加日程第 3 | 意見書案第2号 | 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書＜P18～P19＞ |
| 追加日程第 4 | 意見書案第3号 | 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書＜P19＞ |
| 追加日程第 5 | 意見書案第4号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書＜P19＞ |
| 追加日程第 6 | 意見書案第5号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書＜P19～P20＞ |
| 追加日程第 7 | 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会） | ＜P20～P21＞ |
| 追加日程第 8 | 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会） | ＜P21＞ |

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に議案第56号から議案第59号までの令和3年度補正予算について提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第56号から議案第59号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）から日程第4 議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）から議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）まで、一括提案

理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,437万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,916万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

なお、補正予算の説明欄に括弧書きで新型コロナウイルス対応と記載している事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業であります。

また、6月3日に行政報告をいたしました中で別紙資料として添付させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当予定事業の一覧表に記載の事業につきましては、予算説明資料を省略しておりますのであらかじめ御了承願います。

12ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財産管理費におきまして、公共施設等総合管理計画改定業務委託料といたしまして440万円を計上いたしました。

第14目企画振興費におきまして、地域活性化推進事業といたしまして、地域おこし協力隊に係る報酬509万5,000円など合わせて773万5,000円、映画ロケセット改修事業といたしまして、改修工事請負費147万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして、報酬や補助金など合わせて510万2,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第3目子どもセンター運営費におきまして、自動水栓化工事請負費といたしまして322万3,000円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、予防接種管理システム改修業務委託料といたしまして129万7,000円を計上いたしました。

第4目環境衛生費におきまして、公衆トイレ改修工事請負費といたしまして334万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、畑作構造転換事業補助金といたしまして921万7,000円を計上いたしました。

第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして1,715万円を計上いたしました。

第4目水源林造林事業費、第11節役務費におきまして、手数料といたしまして787万3,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町商工会補助金200万円、足寄町飲食店・宿泊施設感染防止対策支援金320万円、あしよろ宿泊応援クーポン事業補助金350万円をそれぞれ計上いたしました。

第8款土木費、第4項都市計画費、第3目公園管理費におきまして、公衆トイレ改修工事請負費といたしまして820万4,000円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第3目災害対策費におきまして、避難所用間仕切り購入費といたしまして550万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第14節工事請負費におきまして、小学校開口部網戸設置工事144万円など合わせて670万2,000円を計上いたしました。第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、大誉地小学校教員住宅新築及び解体工事合わせて5,722万4,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして4,297万2,000円を計上いたしました。

第6目教育費国庫補助金におきまして、学校施設環境改善国庫交付金といたしまして1,868万1,000円を計上いたしました。

第16款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費道補助金におきまして、畑作構造転換事業道補助金といたしまして921万7,000円、豊かな森づくり推進事業道補助金といたしまして1,055万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして1,823万4,000円を計上いたしました。

第22款町債、第1項町債におきまして、辺地対策事業債といたしまして、オンネットー新休憩舎建設事業債840万円、過疎対策事業債といたしまして、小学校教員住宅新築事業債3,760万円をそれぞれ計上いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表地方債補正、変更2件をお願いいたします。

以上で、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

す。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

議案第57号令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,158万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第58号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,075万2,000円とするものでございます。

38ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。

第2款事業費におきまして、下水道管渠実施調査設計業務及び下水道雨水管渠調査設計業務委託料といたしまして合わせて1,570万8,000円、雨水管新設工事請負費といたしまして1,100万円をそれぞれ計上し、下水道管渠新設工事請負費を2,698万1,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして27万3,000円を減額いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出

それぞれ325万1,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ12億4,896万5,000円とするものでございます。

第3条において、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費に325万1,000円を追加し8億3,309万7,000円とするものでございます。

収入支出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）から議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

12ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 予算説明資料の47ページを見ていただきたいのですが、平成29年に足寄町公共施設等総合管理計画を策定して、その見直しを行うと資料にあるのですが、この言葉から私がイメージするには、公共施設建て10年も20年も経過したら大きく改修するようなことがあると、そういうのを年次ごとに何ぼかかるか見直していくのかなと勝手に想像しているのですが、具体的な中身について、大まかで結構ですからどのような中身なのか説明をお願いしたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今の御質問につきましては、平成28年度、平成29年3月に当時公共施設等総合管理計画を策定したものでございまして、策定しました、まず背景から御説明申し上げますと、まず過去に建設された公共施設等がこれから全国的になのですが、大量に更新時期を迎えるということがまずございます。その一方で、地方公共団体の財政状況も大変厳しい状況にある中で、それと人口減少等によっても今後公共施設等の利用の需要が変化していくという、まず背景がございまして、これに伴って各地方公共団体、足寄町もそうですが、公共施設等の全体を把握して長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うために計画の策定が必要なのだよということで、総務省から通知が当時来たものでございます。

それで、当時、平成26年に総務省が作成に当たったの指針等を策定、方針を策定して、それを基に足寄町も策定をいたしました。それで、策定の内容というか、当然議員おっしゃいましたとおり、今後どれだけの、例えば公共施設でありますし、役場庁舎あるいは町民センターもそうですし集会所もたくさんございます。あとインフラ施設として足寄町広いですから、道路も延長たくさんあります。橋梁もございます。それで、今後、このときは40年間という長いスパンだったのですけれども、それぞれ更新費用等を40年スパンで更新費用の推計もいたしているところでございます。

それで、今回の改定に当たって再度国では、先ほども申しました国の指針が、26年の指針が新たに平成30年に改定されました。これを基に各自治体全国で99.9%ほどの自治体、ほぼ全てが当時総合計画を策定したのですが、策定して以来5年間を経過したということで、新たに国のほうで

も今後人口減少を踏まえた、あるいはそういうそれぞれの当時と事情が異なっているので再度改定、見直しを行ってくださいますという通知がございました。それで、令和3年度までに策定をしたら地方財政措置として特別交付税も与えるので、何とか令和3年度までに策定しなさいという通知がございましたものです。

それで、新たに今回見直しに当たって、国の方針に基づきまして、例えば前回策定時にはなかったユニバーサルデザイン化の推進方針だとか、あるいは今はやりのPDCAサイクルの推進について記載をなさいますというような内容もございまして、それを踏まえて今回改定をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 何とか分かりました。何か予算に直結する大切な計画なのではないかなと思います。

それで、今回この見直しをしたことは総合計画か何かに反映していくのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

総合計画につきましても毎年見直しを図っております。今回改定業務の工期といたしますか、納期は来年の2月の予定でございまして、ですから令和4年度以降の総合計画には改修等について、改定した総合管理計画を踏まえて総合計画のほうにも反映をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） よく分かりました。

それでもう1点だけ、この委託先の業者というのは29年に策定した業者、同じ業者さんなののでしょうか。それだったらスムーズに行くかなと思うのですけれども。

それと、その業者さん、どこの業者さんか併せて教えてください。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

当時平成29年3月に策定したときの委託業者につきましては、株式会社ぎょうせいでございます。それで、今回の改定業務につきましても予算議決されましたら、当然前回の業者が資料あるいはデータも持っておりますので、整合性を図る意味でも株式会社ぎょうせいとの随意契約になるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に総務費、ございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 総務管理費の企画振興費の中の節の14の147万4,000円についてお聞きします。

このことにつきましては、松山千春さんの自伝を映画化したロケセットの建物の整備だと思いますけれども、松山千春さんが足寄町に対する貢献度を考えるときに、私はまだまだ千春公園ぐらいの大きなものが必要でないかなというふうに思っているのですけれども、今回の整備の内容とロケセットに来た方が記帳する何かノートみたいなのがあって、何人ぐらい寄っておられるのかお聞きしたいと思います、まず1点目。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

まずロケセットの改修工事の内容でございますが、そもそも改修工事に至った要因につきましては、4月の下旬ぐらいに大変強風が吹いたことがございました。そのときに屋根のトタンが剥がれていたということで大変危険だという状況がございました。それで、総務課の企画担当の職員等と現地を見たところ、当然屋根も剥がれてお

りますし、あと外壁等の修繕も必要だ、あるいはその建物周辺にいろいろ小さなものとかも物品等もございましたので、それも併せて整理をするという内容でございます。

以上でございます。

あと、利用者数の関係であります。これは経済課、足寄町観光協会のほうから頂いた資料でございます。例えば令和2年の実績では新型コロナウイルスの影響もありまして利用人数は少なかったのですが、年間というか開館日のみの状況でありますけれども、7か月合計で453名の方がいらっしゃっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 続いての質問をいたします。

実は私もちょっとあそこの周りをちょっと見させてもらったのだけれども、ロケセットの整備のことについてお聞きしたいのですけれども、あそこを見ますと、平らなところにただ建物がぼんとあるよと。もちろんそうだと思うのですけれども、その裏側にオンコの木だと思うのですよね。オンコの木が2本、大きな木がもう大きくなってしまって占有しているみたいな感じで2本あるのですけれども、もう少し整備といいますか、あのセットの周りを足寄町のやっぱり花のエゾムラサキツツジぐらいをぐるっと周りに植えて、もうちょっときれいにしたらいいのかなというふうに思っているのですけれども、そういった例えばオンコの木も大きくなってしまって、日陰になればいいのかもしれないけれども、ちょっと見づらいのかなというふうに思いますけれども、その点についてちょっとお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

確かに大きな木、ございます。それで、所有者がちょっとどなたのものかちょっと把握しておりませんので、今後調査いたしまして、今熊澤議員がおっしゃったことも踏まえてちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に総務費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） これまた反対意見をやるなどといったらちょっと語弊があるかもしれないですけども、このロケセットについて、時間は流れていく、時は進んでいく中で、維持管理がこれからどんどんかかっていくのかなと。これはいつまでそうすれば、これを維持管理していこうとしているのか。そしていつまで、壊れたときにはどこまで直せるのか。その辺も考えながら進まなければならないのかなと考えるわけなのだけれども、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いつまでということでもありますけれども、今回の改修についても先ほど総務課長のほうから申し上げましたように、強風で壊れた部分、屋根が飛んで危険だとかそういうことがありましたので、それについてはやはり直さなければならないなということと、周りも少しもうちょっといろいろなものが置いてありますので、風だとかそういったもので飛んだりだとか、そういったことの危険のないように改修しよう。改修と併せて少し整理しようというようなことでございます。

それで、いつまでするのかといった部分はまだちょっといつまでということは、見通しは立ててはおりませんけれども、まだ先ほど申し上げましたように、限られた日数でありますけれどもそれなりにやはりお客さんが来ているということで、足寄町のやはり名所というか、松山千春さんの家だ

とか、銀河ホールですとか、そういうところを巡って歩く、観光客の方が巡って歩く場所になっているのかなというところで、もうしばらくの間は保存といいますか、維持管理しながら置いておこうかなというように考えているところであります。

今回の建物自体も非常に古い建物を改修しながらロケセットにしたということもありまして、いつまでといった部分では、そんなに長い間維持ができるという状況ではないのかなと思っています。外壁もかなり傷んでおりまして、それこそくぎを打ってもきちんと効くのかなというような感じもしないではないですので、そういった意味でそんなに長い期間ではないのかなと。今回も取りあえず当面5年間ぐらいはもつぐらいの改修にしようというところで、本当に最低限の修繕ということで150万円ぐらいの予算を見させていただいたというところでございますので、御理解いただければというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 本来であれば、これはやはり松山千春さんの財産であって、やはり松山千春さんが維持管理をしていくということが正しいのではないかなという考えをするわけなのだけれども、映画のロケをしたということの中で、やはり今町長が言った当分の間ということであれば3年、5年、これは致し方ないのかなとは思いますが、これから先に向けてやはりまだまだ傷んでいくのはこれ間違いないわけですから、その辺も考えながら進んでいただきたいと、そんなふう思うところです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ロケセット自体はこれは足寄町のものとなってございます。

全て映画を撮るときにいろいろと集めてきたものであって、ファンの人としてみれ

ば松山さんのものだったらもっといいなと思われるかもしれませんが、松山千春さんの家をイメージした、そういったものでありまして、それは映画を撮るときに映画の関係者の方たちが小道具だとか大道具だとかとしてという形でつくったり集めたりしたものでありますので、松山千春さんのものではございません。これはその映画終わった後、足寄町が引き継いでその後の観光だとか、町の活性化だとか、そういったものに活用していただけるのなら置いていきますよということで、映画の関係者の方にお問い合わせを置いていただいたというものでございます。ですので、最終的には町がもしもここはもう終わりですよということになると、町が改修というか整理をきちんとなさなければならないというものでございます。

やはり松山さんの実際に足寄町に住民票も置いていらっしゃるし、実家もあって、あそこの看板もあつたりとかして、観光客の方よくいらっしゃる家で写真撮ったりだとかもしていますし、実際に映画のロケセットといっても足寄町が実際に松山さんが住んでいらっしゃる、そういった面影が少しずつ残っているといた部分ではまだまだ、昔から比べれば観光客の方は少なくなっていますけれども、来られる方が楽しみにして来られる場所というように思っておりますので、もうしばらくの間はそのまま残しておきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に総務費、ございますか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 地域活性化推進事業、地域おこし協力隊のことについてお伺いします。説明書49ページになります。

今回この事業目的で、「観光や農林業、

情報通信分野など本人の経験やスキルを生かした地域活性化に資する提案を受け」ということで書いてございます。非常にうれしいことで、しっかりと受け入れていきたいという行政のお気持ちは大変うれしいと思います。

その中で、今はコロナ禍でまだございません。募集をどのようにかけて、どのように採用するに当たって面接とかをしていくのか、計画しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

基本的に応募者があった場合の試験のことですが、基本的にコロナ禍の影響がなければ当然役場に来ていただいて、役場庁舎内もしくは町民センターとかになるかもしれませんが、面接をする予定でございます。

ただ、このようなコロナの状況下、緊急事態宣言が発出されているのか、あるいは蔓延防止措置等なのか等にもよりますけれども、そのような場合につきましてはオンラインでの面接を予定してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 面接のことはよく分かりました。

募集のほうはどのようにしますか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

募集につきましては、まずホームページ等に掲載をいたします。あと、当然ホームページだけでは見る方、見ない方いると思いますので、基本的に、すみません、3大都市圏とかの方を主に来ていただきたいと思っておりますので、その辺周知方法、ホームページだけでは足りないと思いますので、その辺ちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 募集のかけ方は大切だと思いますので、よく検討されて計画を練っていただきたいと思います。

それで、大切な何かをやりたいという方たちを足寄町に来ていただく上で、できれば3年間終わった後残ってもらいたいというのがやっぱり町民の気持ちだと思います。それは皆さんそうだと思うのですが、そのためにはここに書いてある経験やスキルを生かした方たちの面接をしたりする場合に、どのようなビジョンを持っているのか。こういうスキルを持っているだけではなくて、足寄町で何をしたいのかということをしつかりと面接の中で確認されていくつもりがあるのかということをお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

当然面接時は少なくとも、少なくというか、最長3年でございますが、協力隊として足寄町で住民となっただき働いていただくこととなりますが、当然それ以降も足寄町としては残っていただくのが大変ありがたい話でございますので、その辺につきましては今回応募いただいた資料の中で動機だとか、その方の意気込みだとか、あるいはどのような取組をしたいと考えているのかとか、3年経過した後についても詳細に質問をいたしまして、しっかりと3年以降も足寄町にとどまっただけのようにを踏まえて面接等をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。しっかりとその辺を確認していただいて、来ていただきたいと思います。

そこで、つい数日前に私のところに地域おこし協力隊に来たいという人がいるのだ

けれども、行政といろいろと話したり、商工会と話したり、いろいろなところで一応アプローチしてみたのですが、どうも無理だよと言われてる人がいる、どうにかできないかという話を私は受けました。1時間ぐらいの話の中で聞いた中で私が思ったのは、その人のことだけではないのですけれども、今までのことも含めて、受入側、先ほど言った大切な人材、残っていただきたいということでしっかりと見ていく中で、二の足を踏んでしまうという場合もあるのかもしれないのですけれども、受入体制で何かやはり問題がいつもあるような感じがしてならないのです。何かネックになっているところはありますか、受入体制で。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 受入体制のほうでネックになるようなところといった部分でありますけれども、特に大きなネックになるようなものというのはないのかなというように今のところ感じております。基本的には協力隊として足寄町に来ていただいて、足寄町でどういう仕事その人がやりたいこと、そういったことをいろいろ相談しながらどういうところで仕事をしてもらうのが一番いいのかといったところで場所を決めながら、そういうところで働いていただいていると。

仕事は協力隊ですから、いろいろな仕事をやりながらその仕事の中から今度3年後自分がやりたいこと、やってみたいこと、足寄町で引き続き足寄町に住んでそれをやりたいといったことを見つけながらということになりますので、その中で今までやっていた仕事と何かそこがマッチしないだということももしかしたらあるかもしれませんが、そのあたりはお話ししていただきながら、いろいろと面接だとか、それから毎年毎年の3年間ですから、次の年どうするかとかという話だとか、そういったことでいろいろとお話を聞きながら進めて

おりますので、来ていただいた方がどうも何かやりづらいなどとか、そういったことがあればいろいろとお話聞きながら改善しながら進めていこうというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） そうですか。今観光協会にお一人いらっしゃいます、パティシエの方で頑張っておられますし、私もたまに買いに行くのですけれども、その方を受け入れる際に、これも聞いた話です、人から聞いた話なので本当かどうか分からないのですが、なかなかスムーズに受け入れられなくて、観光協会、伊藤さんあたりが働いてくれて、今に至ったというような話を聞いています。すみません、話です。どういうことが大変だったのかちょっと分からないのですけれども、その辺のことが私はあるのかなと。

今回お話いただいた方は、すみません、経済課にまず行ったという話をしておりますが、民間のところに行きたいという、その技術を取得してやはり同じようなチーズを作りたいというようなお気持ちがあるということで、御家族、赤ちゃん連れの奥様と一緒に3人で来たいと。物すごく意気込みの強い方だと。足寄町で雇い入れるというのはおかしいかもしれませんけれども、入れて、それで民間に委託をすることは難しいことですか。そこをちょっとお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えします。

民間の事業所に入れるということはできないことはありません。ただ、民間の事業所に入れるということになると、どこの事業者さんも今人手不足と言われてます。人が来ていただけるのなら来ていただきたいなという方が皆さんいらっしゃいます。そういうところに、そうしたら全て地域おこし協力隊を入れるのかということになる

と、なかなかこれは難しい話なのかなというように思っています。そういった意味では、やはりまだ民間業者のところに入るためには、やっぱりそれなりのルールというのをつくっておかなければならないのかなというように思っています。

今、地域おこし協力隊として入っている方たちは、農協ですとか観光協会ですとか、それからまちづくり会社と言われているびびっどさんだとか、そういったある意味半公共的な部分で仕事をしていただいておりますけれども、民間会社ということになるとどこでもという話になりますので、そうなったときに、では地域おこし協力隊みんな言われたところみんな入れますよということにはやっぱりなかなかありませんし、それから人手不足だとかということで、そういうことで地域おこし協力隊を入れるということではないので、やはり地域おこし協力隊の方がやりたいことだとか、それから3年後任期が終わった後、足寄町で何かその方がやりたい仕事をきちんと見つけてやっていける、そういったこともありますので、やはり一定のルール、民間に行くという場合にはやはり一定のルールをつくらなければならぬかなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 町長のおっしゃっていることはよく分かります。それは労働力として入れては絶対いけないと、このシステムはと思うわけですね。なので、ぜひそのルールをつくっていただきたい。たまたま私がお話をお伺いした方は、自分で独立してやっていきたいのだと、足寄町で。そのために民間のところでノウハウを教してもらいたい。そのビジョンがしっかりとされているのであれば、私は受けてもらいたいなというふうに個人的には思っているわけです。

その辺のことも、今、町長のおっしゃら

れたことがネックになって経済課のほうではお断りをしたのでしょうか。経済課長、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） やはり地域おこし協力隊も今回3人分の予算を議決していただければそういうことが、取組ができるということになりますけれども、予算がないとやはり先に進んでいきますよという話にはならないというのが、町としての考え方としてはそういうことであります。

先に、先ほども公募どうするのですかという話もありましたけれども、やはり公募しながら採用していくということになりますので、先に話がどんどん先行していくということは、ではいいですよという話はどこも役場としてはできないということです。なので、スムーズに行かないとかという話もあったようですがありますけれども、当然スムーズに行かないのは当たり前の話であって、予算もないところでなかなか町として、分かりましたという話はできませんので、ということになるのかなというように思っております。

今回予算議決していただければ、いただいた後には当然公募もしますし、そういうお話があったという方もその中にきっと応募できる、そういう方だというように思っていますし、もしも今お話のあったようなことであれば、当然足寄町としても来ていただきたいというような、そういう人材なのではないかなというように思っておりますので、その後についてはそんなにスムーズにお話は進むのではないかなというように思っています。

ただ、先ほども言いましたように、民間の会社に、では誰でもということはやっぱりいかなかなというように思っておりますので、そのあたりは少し検討が必要なのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。納得しました。

そうですね。予算が通ったらお話を進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に総務費、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

14ページから16ページ、民生費、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、16ページから18ページ、第4款衛生費、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、18ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、20ページ、第7款商工費、質疑はございますか。

4番。

○4番（榊原深雪君） お伺いします。

商工費の商工振興費のことなのですが、あしよろ宿泊クーポン事業補助金の350万円の細かい内訳をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） これにつきましては、町内の宿泊事業者に対して1店舗1人1泊につきクーポン券、500円のクーポン券を3枚つづりをお配りしまして、それに使えるものとしましては飲食店、町内の飲食店ですとか、小売店及びタクシーなどに使っていただくような形で考えております。1人1泊1,500円ですので、その2,000泊分ということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） これは期間はどれ

ぐらいなのですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今、現在期間なのですが、ちょっと関係機関とちょっと調整中でして、どういった期間でやりたいのかということで今考えております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） その宿泊応援クーポン券のことなのですが、これはインターネットとか予約される方はそのクーポン券を出しているということは一目で分かるようになっているのですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） それについてはまだ検討中ということにして、なるべく分かるような状態で行きたいと思っております。

また、新型コロナの関係で、緊急事態宣言とか出ている、蔓延防止措置が出ている地域から来る宿泊者については対象外ということにさせていただいておりますし、また本町がそういった対象地域になっている場合は、その期間は停止するというようにしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） まだ期間が分からないということだったのですが、この350万円計上されていて、どれぐらい、そうしたら見込みとしたら使われるかというのはどのように見込んでいらっしゃいますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 令和元年8月から9月の延べ宿泊者が約7,300人ということになっておりまして、その約25%プラスアルファということで2,000泊分ということにしております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） そうしたら大体半年以上にかけてクーポン券を出すかもしれないということですね、まだ未定ですけども。

ども。

それで、前回やられた中でどのような反響ですか、お客様の反応はどうでしたでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） これにつきましては、昨年度やっておりませんので、今年の初めての取組ということになります。

○議長（吉田敏男君） やってないということですね、昨年度は。

4番。

○4番（榊原深雪君） これは国から出ているのですよね、あのお金。違いましたか。

前も総務のほうで説明を受けたときに、G o T o トラベルでしたか、あれも統計取っていないというお話だったのですね。国でやっていることだから、あまりそういうふうに統計取ったり細かいこと、どのように町内で使われたかということもしていないというお話だったのですけれども、この件に関してはきちんと統計取ったり、どのお店がどれぐらい発行したかとか、そういうことを分かるようになっているのですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） それぞれの宿泊施設に配る枚数というか、配る分は把握しておりますので、その辺は統計はきちんと取れると思っております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） それぞれの宿泊施設に配る枚数というのは、宿泊された方に出しますよね。そうしたら、上限はあるのですか、その宿泊施設に。お客さんがたくさん見えるところとそうではないところもありますよね。一定ではないのですね。一定のクーポンを発行するというわけではないのですね。どうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） それぞれの施設の宿泊数というのはそれぞれ分かってお

りますので、その割合に応じた形で配布したいと考えております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 大体のクーポンを、宿泊その都度申請するのではなくて、あらかしそちらの宿泊施設にクーポンを渡しておいて、後で回収するという、もし使われなかったら回収するという形なのか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 使われなかった場合については回収ということにはなるかと思いますが、多分宿泊数の何%という形でお配りするので、ほぼほぼは多分使われるものだと思っております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 分かりました。

そうしたら、もし配布されたのが足りなくなったらその宿泊施設は申請すればまた追加でもらえるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 期間中配布枚数はその施設ごとに多分決めると思うので、その期間中配布されたものについてはそれ以上の配布はないのかなとは思っております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ちょっとよく分からないのですが、期間中にオーバーしますよね、配布されたのは。だからその上限、その宿泊施設に上限があるのですか、そうしたら。ちょっと理解しづらいです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど経済課長のほうから御説明させていただきましたけれども、昨年の宿泊者の数を案分してそれぞれの宿泊施設に配布をしますよと。ですから配布した数というのは限られてくると。350万円の予算の範囲内で作るわけですから、それを案分してそれぞれ出します

よということになります。それがそれぞれの宿泊施設の配布された枚数が上限というように思っていたらいいのかなというように思っています。

それが使われていきますと、当然宿泊される時期だとかいろいろなことありますけれども、それぞれの施設のごとに早く終わってしまうところとだとか、遅くまで残っているだとかというのはあるかというように思いますけれども、先ほど申し上げましたように、去年の宿泊者に応じて案分するといった部分では、全体の分というか、全員に当たるかどうかというのは、ある意味泊まる方たちの先着順みたいな形になりますので、その時期宿泊が多いホテルだとか旅館については早く終わってしまいますし、後まで残るとい部分もありますけれども、その与えられた数の中で、クーポン券の中で来られた方に配布をしていくという形になります。ですから、そこで全部出し切ったよというところはそこはそこで終わりになりますし、同じぐらいの時期にみんな終われば一番いいのかなと思いますが、多少終わる時期というのは、配布が終わる時期というのは変わるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ただいまの町長の説明で分かりましたけれども、なるべくでしたら、昨年の泊まった方の案分しているという御説明も分かりましたけれども、同じ時期にきちんと期間をきっちり設けて終わらないと、今の時代、一人の方がSNSですか、ああいうので言うてしまうとすごく拡散されてイメージがすごく悪くなったりする場合もあるので、こういったことはきっちり期間を設けてしたほうが私はよろしいのではないかなと思うのですが、もしその宿泊施設で期間中でたくさん宿泊されるお宿があったり、そうではないのがあった場合はやっぱり回していただ

く、その期間中にきちんと融通し合ってやっていただく方法か、そこはそちらの経済課のほうで考えていただいて結構だと思うのですが、しないと私はこれは難しいことだと、逆にね。あんまり簡単に考えると、後で怖い目に遭うから、と思いますので、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 詳細についてはまだこれから、時期だとかそういったものについてはまだこれから決めるということですので、今、榊原議員さんからお話あった、そういったことも、そういう意見もありますよということでお伝えして、時期だとか方法だとか、最初は割り振るけれどもいついつまでだよと、状況で配布状況を聞きながら調整するだとか、そういったことも含めてこの後実際に実施する段階で調整というか、検討しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

ただいま御意見頂いたこと、また伝えて、そういうことにも、そういう意見もありますよということでお伝えしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に商工費、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、20ページに参ります。

第8款土木費、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 同じく20ページ、第9款消防費、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 22ページ、第10款教育費、質疑はございますか。

10番。

○10番（二川 靖君） 学校管理費の中で、多分コロナウイルスの対応で小学校の開口部の網戸設置工事というのが載ってお

ります。これは校舎全体なのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

網戸設置工事ですが、校舎全体ではございません。ついてない一部というところで、階段の途中に窓がございますが、そこに網戸についてございませんのでその部分と、あと体育館ですね。体育館の扉の部分、あそこがちょっと夏場開けているいろいろなスポーツすると虫が入ってくるというところで、主にそういったところの網戸設置工事ということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

廊下の部分と体育館の部分ということでありますけれども、ちょっと現状、多分子供たちが入っている教室については網戸が設置されているのかなというふうに思っていますけれども、いわゆるそこら辺のところは現実問題古くなっているのか新しいのかというのはいかがなのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

既存の部分、今回工事入っていないということで、普通教室等にはもう既に設置されているのですが、特に交換というような要望は上がってきていませんので、現状大丈夫かなというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 了解しました。

今換気の問題がよく言われておりますので、そこら辺やっぱり今回体育館と廊下ということで、網戸も教室等々もやっぱり古くなっていけば考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、学校から要望が上がってきていないというのも

十分承知しますけれども、そこら辺やっぱり換気が重要ということで、そこら辺も目配り、気配りをしながら今後対応していただきたいなというふうに思っております。

答弁は要りません。以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に教育費、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから11ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では、4ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第56号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。11時20分から始めます。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

25ページ。

これから、議案第57号令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

30ページから31ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第57号令和3年度足

寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第58号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

38ページから39ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

44ページから45ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 41ページにお戻り

ください。

第3条予算第8条本文中、議会の議決を経なければ流用することができない経費の額の変更について、この関係について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第60号について、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、6月3日の本会議において、総務産業常任委員会へ付託いたしました意見書案第1号について、審査報告を受け審議を行います。

次に、文教厚生常任委員会へ付託いたしました意見書案第2号から意見書案第4号までについて、審査報告を受け審議を行います。

次に、意見書案第5号について、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延長について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加をし、審議することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第60号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第60号財産の取得についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 追加提出議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第60号財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

財産の種別は土地でございます。土地の所在地、面積、地目につきましては、右側の記載の別紙を御覧ください。

所在地は、足寄郡足寄町北3条1丁目17番1、北3条2丁目4番2、北3条2丁目65番。

地目は、いずれも宅地でございます。

面積は、3筆合わせまして5,475.27平方メートルでございます。

左側に戻っていただきまして、5番目取得価格につきましては3,011万3,985円。

契約の相手方は、国分任契約担当官十勝東部森林管理署 署長 早川博則氏でございます。

取得の目的につきましては、障害者地域生活支援拠点施設等建設用地でございます。土地開発基金を活用して購入をしますのでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号財産の取得についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第60号財産の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第1号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第2 意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件に対する委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第2号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第3 意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては6月3日に提出者よ

り文面の訂正をしたい旨、議長宛てに申出がありましたので、別紙配付のとおり訂正することに御了解をお願いをいたしたいと思えます。

本件に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第4 意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第6 意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

議会運営委員長より、提案理由の説明をお願いします。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記、議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日。

提出者、足寄町議会議会運営委員会委員長 榊原深雪。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生に大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・干ばつや路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く希望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の

着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化など道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月15日。

北海道足寄郡足寄町議会。

○議長（吉田敏男君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

時間でありませけれども、このまま続行をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化をを求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第7 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第8 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後12時04分 閉会

令和3年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員